i-office 吉祥寺シェアオフィス会員利用規約

第一条　総則

i-office 吉祥寺≪運営法人名：マネジメントブレーン(以下当社という)≫は各種代行サービスを運営する名称です。
当社は本規約を定め、当社サービスをご利用になる方(以下[会員])は本規約の内容を確認・把握し、契約の際には本規約の内容を承諾したものとします。
尚、本規約は会員の了承を得ることなく規約内容を変更することがあります。会員はこれを承諾するものとします。

第二条　サービスの内容

当社サービスはシェアオフィス全般(住所表記、会社登記、郵便及び宅配物受け取り保管、電話転送、FAX 受信、転送)及びその他シェアオフィスに関連したサービスです。

第三条　利用規約

(利用契約の成立)

当社サービスの契約は申込者が本規約を理解・承認の上、当社への申込みに対して当社がこれを承認したときに成立するものとします。

(利用の開始)

会員は本規約を承諾し、当社の定める月額料金、初期費用等(別紙に表記)を当社指定の口座に入金し、それを当社が確認した時点より提供するサービスの開始となります。
尚、システムの都合によりサービス開始まで日数をいただく場合があります。シェアオフィスの契約は、申込に対して当社が指定した証明書等を提出して頂きます。
尚、初期費用はサービス登録料として扱われますので申込者のいかなる理由においても返金は致しません。

(利用期間)

利用期間の最低契約単位は 3 ヶ月とします。
3 ヶ月に満たない解約の場合は、3 ヶ月に足りる利用料金を支払うことで解約ができるものとします。

(契約の変更について)

当社サービスの利用期間は契約者が当社に対し、書面をもって解約の旨を通知しないかぎり自動で継続します。

（申込みについて）

当社シェアオフィスの申し込みは当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、持ち込みまたはメール、FAX、郵送にて申込を受付けます。

（申込の拒否について）

当社は次のいずれかに相当する場合には、シェアオフィスの申込みを承諾しないか或いは承諾後であっても承諾の取り消しを行う場合があります。

①申込書に虚偽の記載があった場合。

②申込後に虚偽の事実が発覚した場合。

③法律に反する、もしくは公序良俗に明らかに反する業務を行う、または行おうとする場合。

（会員の不適格者）

会員不適格者の契約については当社は強制解除できるものと致します。また必要に応じて警察に通報、届け出致します。

① 三者へ迷惑をかける行為・犯罪行為・違法行為に当社サービスを利用される、またはその恐れのある方。

②素行不良・言動横暴な方。

③会費等利用代金が未納な方。

④申込内容に虚偽等があった場合。

⑤その他当社が不適格と判断した場合。

（届出事項の変更等）

契約者は利用の届出事項（氏名・名称・連絡先住所・電話番号・支払手段等）に変更が生じた場合は速やかに当社まで変更を記載した書面を提出し、ご連絡ください。ご連絡が無い場合、これに伴う利用者の不利益について当社は一切責任を負わないものとします。

（契約の切り替えについて）

個人契約から法人契約に切り替える場合は、法人登記簿謄本、代表取締役の顔写真付き身分証明書を提出し、当社の審査を経由することにより成立します。

（会員番号、暗証番号の発行）

会員番号、暗証番号は当社の各種サービスを利用される上で必要になりますので会員に対し会員番号と暗証番号を発行します。

会員はこれを自己責任において厳重に管理するものとします。

会員番号、暗証番号の漏洩が起きた場合は速やかに当社までご連絡下さい。

第三者への漏洩等により不正受渡しが行われた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第四条　サービス提供の停止・中止

（利用の中止）

当社は次のいずれかに該当する場合サービスを中止することがあります。また、当社サービスが中止された場合において会員に損害が発生した場合、当社では一切の責任を負いません。

・当社の電気通信設備の保守または工事上やむを得ないとき。
・当社の電気通信設備のやむを得ない障害が発生したとき。
当社は年末年始及び当館が定める日は休暇をとっております。

第五条

（利用の解約）

運営会社の賃貸している i-office 吉祥寺の契約が満了もしくは退去することとなった場合は退去する 2 ヶ月に会員に連絡し、会員は利用期間が途中であっても退去時点で契約は満了するものとする。

（契約の強制解除）

原則として当社は会員の当社サービスご利用の目的に関しては一切関知いたしませんが違法・迷惑行為を目的とするご利用は禁止いたします。尚、サービス中にこれが発覚した場合は発覚次第サービスを強制解除させていただきます。
当社は会員が以下に定める行為を行った場合本契約を直ちに解除できるものとします。一度強制解除された会員は再契約することは出来ません。また以下の内容を承諾したものとします。

① 利用料金を滞納した場合。
② 当社に損害を与えた場合。
③ 契約書の内容が事実と異なる場合
④ 会員の利用内容を法的機関により法律違反の可能性を指摘された場合。
⑤ 当社の貸出住所を利用しての不正使用・公文書類の偽造行為・登録外名義で住所使用下した場合。
⑥ 会員が違法・犯罪行為・第三者への迷惑をかける行為を行っていると当社が判断した場合。
⑦ その他当社が会員として不適切だと判断した場合。

第六条

（保管）

到着した会員の郵便物・配達物の管理は管理品をお渡し時まで当社が充分に配慮し保管いたします。事前に転送サービスを希望する場合は契約時にその旨申し出ることとします。また保管期間が一週間を超える保管品については破棄させていただきます。

（紛失）

受取品の紛失・破損については当社では一切の責任を負いません。

（天災）

当社で管理している会員の私物が天災・火災・盗難・テロその他不慮の事故などの不可抗力で生じた場合の責任は当社では一切責任を負いません。

（郵便物の内容）

当社へ到着する郵便・配達物は以下のものはお受け取り、転送はできません。

生もの・動物・危険物・冷凍または冷蔵が必要なもの・3 辺の合計が 160 ㎝、重さ 20 ㎏を超えるもの・銀行や債権回収業者からの書類・裁判所等の期間からの特別送達郵便物・現金書留・電信為替・着払のもの・その他法律に触れる可能性があるもの

第七条　その他禁止事項

住民登録・第三者への転貸を禁止する。

第八条　免責事項

（利用者の責任）

当社は会員がサービスを通じて発生したあらゆる損害について一切の責任を負わないものとします。また天災地災・停電・電話不通・転送機器等の故障、その他当社の責めに帰さない不可抗力により当社サービスが提供できなくなった場合、会員はそれによって生じた損害を当社に請求せず、当社はその責任を一切負わないものとします。

郵便物の代行受取はいたしますが保管責任は一切負わないものとします。

会員の行った行為により第三者からの苦情が合った場合、当社としては一切の責任を負わないものとします。

会員が当社サービスを通じて他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用において解決し、当社には一切損害を与えないものとします。

当社サービスを通じて発生しうるリスクはすべて会員が負うものとします。

当社貸出住所の公開・使用目的は全て会員の責任管理とします。当社では会員の住所の公

開・使用内容の責任は一切負わないものとします。
当社がサービスを提供している私書箱・シェアオフィス名義宛に第三者が当社へ訪問した場合、当社は私設私書箱運営会社であることを知らせます。

＊当規約は平成 30 年 7 月 1 日に作成したもので、変更する場合もありますので予めご了承下さい。